

◎南砺市児童虐待防止・対応マニュアルについて

【マニュアル策定の経緯】

<児童虐待防止対策の抜本的強化について（H31.3.19 関係閣僚会議決定）>

全国的な虐待相談件数の増加や虐待事案の深刻化等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化のための児童福祉法等や施策の具体化を図ることが決定されました。決定事項の要旨（抜粋）は、次のとおりです。

◇子どもの権利擁護

○ 体罰禁止について法定化

◇児童虐待の発生予防・早期発見

○ 相談窓口の周知・徹底

◇児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○ 関係機関間の連携強化 など

上記を踏まえ、市では「児童虐待の基礎知識」「虐待の早期発見のために」「虐待の対応」「関係機関とのネットワーク」の章立てからなる南砺市児童虐待防止・対応マニュアルを策定しました。

【児童虐待の基礎知識】

<しつけと虐待>（P3）

“しつけ”の名のもとに大人の都合や期待を押しつけ、体罰や言葉で責めたてて従わせることは虐待です。虐待の定義は子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。**親が子どものことを思っている、子ども側にとって有害な行為であれば、虐待**です。

<体罰について>（P3）

令和元年6月に児童福祉法等が改正され、**親権者等は、子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化**されました。

【虐待の早期発見のために】

<早期発見の重要性>（P4）

子どもは自分から虐待を受けたことを話さない、**周囲の大人が虐待に気づく意識や視点を持つ**必要があります。また、虐待をする側も悩み、支援を必要としていることが多くあります。**虐待の早期発見は「子どもとその家庭への支援の始まり」**という思いを持つことが重要です。

<早期発見のためのチェックリスト>（P4、P22）

チェックリストの項目は、虐待が疑われる子どもと保護者のサインを示しています。ただし、チェックリストの**どれかに該当するからといって、必ずしも虐待が行われているとは限りません**。チェックリストは、**支援が必要な子どもや保護者を早期に発見し、より注意深く関わっていく必要を認識し、具体的な事実を調査・確認していくための道具**としてお役立てください。

【虐待の対応】

<通告の義務>（P9）

虐待ではないかと思ったときは、市こども課や高岡児童相談所に相談・通告してください。**相談・通告は、虐待の早期発見や適切な援助につながる大切な行動**です。生命の危険や緊急性が高い場合は、警察署へ通報願います。判断に迷われた際は、こども課へご連絡ください。

※児童福祉法と児童虐待防止法は、「要保護児童を発見した者」と「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」に対して福祉事務所や児童相談所等への通告義務を定めています。

通告者や相談内容の秘密は守られますので、虐待が疑われる子どもを発見したら、いち早く相談・通告をお願いします。（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」）